

技術委員会設置要綱

制定 平成30年5月18日

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人日本消防服装・装備協会（以下「協会」という。）定款第46条の規定に基づき、服装・装備等に関する技術的な調査検討等を行うために、協会の内部組織として設置する「技術委員会」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第2条 技術委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定、実施等を行うものとする。

- (1) 消防服装・装備等に関する調査・研究に関すること。
- (2) 消防服装・装備等に関する技術基準の検討・作成に関すること。
- (3) 防火服等の自主管理の調査・研究等に関すること。
- (4) その他協会の行う業務に係る調査・研究に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、協会の会員会社から推薦を受けた者とし、協会会長が委嘱する。

- 2 委員会の委員は、協会の会員会社から複数推薦することができる。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

(委員会の構成等)

第4条 委員会は、前条の委員により構成する。

- 2 委員会には、審議する項目ごとに部会を置くことができる。

(委員長等)

第5条 委員会の委員長は、協会副会長の職にある者をもってあてる。

- 2 委員会の副委員長は、協会理事又は監事の職にある者をもってあてる。
- 3 委員長に事故がある場合は、副委員長が職務を代理する。
- 4 委員長は、委員会を統括する。
- 5 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、これを開催する。
- 6 委員長は、委員会の審議、検討結果等を理事会に報告する。

(委員会の経費等)

第6条 委員会に係る経費等については、別途定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、協会内に置く。

(補則)

第9条 その他委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月18日から施行する。